

## 育児休業給付

# 育児休業給付（初回）の手続きをされた 事業主・被保険者の皆様へ

### 👉 育児休業給付とは・・・

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。また、原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

### ○育児休業給付に関するお知らせ

保育所における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

令和7年4月から、保育所における保育の実施が行われないことを理由とする支給延長手続きが変わります。詳しくはこちらのサイトをご確認ください。



- ・ [育児休業給付金の支給対象期間延長手続き](#)

## 育児休業給付関係資料（被保険者・事業主向）

※従来添付していました「育児休業給付受給資格者のしおり」は、廃止になりました。今後は下記ホームページから制度等の確認をお願いいたします。

- ・ [「育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて」](#)



- ・ 育児休業給付の支給申請の際には  
[「次の項目を必ず確認してください」](#)



こちらもご確認ください。 [「Q & A～育児休業給付」](#)



◆～以下もご参照ください～（厚生労働省HP）

- [仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の方へ](#)
- [職場における子育て支援](#)



その他、雇用保険に関する情報は厚生労働省の[雇用保険制度のページ](#)もあわせてご覧ください。

